

かほだより

R6-8号
R6. 9. 30



長野県伊那家畜保健衛生所
TEL : 0265-72-2782, 090-5444-0970
Fax : 0265-72-2765
E-mail : inakachiku@pref.nagano.lg.jp
所在地 : 伊那市西町 5764
伊那諏訪家畜畜産物衛生指導協会
TEL&FAX : 0265-76-8086



昨年度に引き続き 小規模家きん飼養者の皆さまへ 鳥インフルエンザ発生予防のため 2点のお願いです！

国の指示により
当面の間
毎月実施する
予定です。

- ①以下の3項目(飼養衛生管理基準)の自己点検をお願いします！
- ②自己点検の結果について、家畜保健衛生所まで、電話もしくは別紙による郵送、FAX、メール、インターネットの専用フォーム(QRコードから)にてご報告ください。

締切：令和6年10月10日(木)までに必着

伊那家畜保健衛生所 電話：0265-72-2782

FAX：0265-72-2765

郵送先：〒399-0026 長野県伊那市西町5764

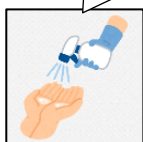
Eメール：inakachiku@pref.nagano.lg.jp



(専用フォーム)

以下の3項目について自己点検して頂き、ご報告をお願いします。

① 鶏などの世話をする
前後は、手洗い・消毒をする。



② 鶏舎に入る時は、
専用衣服と専用靴に
履替える。

専用靴



③ 鶏舎に野生動物(野鳥、ネズミ
等)が入らないよう防鳥ネット等で
侵入防止対策を実施する。



<鶏舎>



飼養衛生管理基準とは

家きん（ペットを含む：鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）を飼養する**全ての所有者**は、家畜伝染病予防法に規定されている「**飼養衛生管理基準**」を遵守する義務があります。高病原性鳥インフルエンザなどの伝染病から家きんを守るための衛生管理の方法です。

農林水産省

飼養衛生管理基準

検索

令和5年シーズンの高病原性鳥インフルエンザは、**10県11事例**が確認され、過去最多の発生となった令和4年シーズンから大幅に減少しました。しかし、**野鳥では156事例**が確認され、国内には多くのウイルスが存在していました。また、世界的に高病原性鳥インフルエンザの流行が続いており、**今シーズンにおいても、** **厳重な警戒が引き続き必要です！**

ひとたび高病原性鳥インフルエンザが発生すると、発生農家にとどまらず、周辺地域、ひいては、国内の養鶏業界全体に大きな影響をもたらします。

ご自分の家きんのみならず、地域の養鶏業を感染から守るためにも、飼養衛生管理基準を遵守しましょう！

- ①高病原性鳥インフルエンザは、鳥インフルエンザウイルスの中でも、特に鶏に病気を起こす力が強いウイルスにより起こる病気です。
- ②このウイルスは渡り鳥により国内に持ち込まれ、これらのウイルスを含む糞などを様々な**野鳥や野生動物（ネズミなど）**等が媒介し、地域の汚染が拡大します。



高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染し、元気をなくしている鶏

- ③**人の手指や靴底、車両、野生動物などを介して、家きん舎等に侵入する可能性**があります。
- ④このウイルスに感染すると、多くの場合、元気がなくなり（写真）、死亡する場合があります。

➤ 鶏に元気がない場合やほぼ同時期に複数羽が死ぬ場合は、すぐに獣医さん（家畜保健衛生所、動物病院）に相談して、治療や指示などを受けましょう。

別紙：伊那家畜保健衛生所行き FAX：0265-72-2765

下表にご記入の上、ご報告願います。

(FAX 番号はお間違えが無いようにご注意ください。)

氏名	
住所	
日中つながる 電話番号	※ 飼養状況について確認のお電話をさせて頂くことがございます。 日中もつながるお電話番号をご記入ください。
1. 鶏などの世話をする前後は、手洗い・消毒をする。	はい ・ いいえ ・ 該当しない (専用の手袋の使用など)
2. 鶏舎に入る時は、専用衣服と専用靴に履替える。	はい ・ いいえ ・ 該当しない (中に人が入れない大きさなど)
3. 鶏舎に野生動物(野鳥、ネズミ等)が入らないよう防鳥ネット等で 侵入防止対策を実施する。	はい ・ いいえ ・ 該当しない (ご自宅の中で飼育など)
その他 ご意見・ご質問 など	

スマートフォンをお持ちの方は、
こちらからもご回答いただけます。



メールで回答いただく場合は、以下を参考にお送りください。

タイトル：鳥インフル自己点検

氏名 伊那かほ

住所 伊那市西町5764

電話番号 0265-72-2782

1〇、2×、3〇

不明点 特になし